

平成 30 年 7 月豪雨災害に係る寄附金の状況について

1 要旨・目的

県内外の皆様から多大な御支援を頂いてきた平成 30 年 7 月豪雨災害に係る寄附金について、これまでの寄附金の受領実績及び活用状況について報告する。

2 現状・背景

- 平成 30 年 12 月、平成 30 年 7 月豪雨災害に際して、県内外から多くの寄附の申し出を頂いたこと等を踏まえ、寄附金の使途を明確化するとともに、年度をまたいだ寄附金の活用を可能とするため「広島県平成 30 年 7 月豪雨災害復興基金」を創設。
- 受領した寄附金は、随時、基金への積立てを行った上で、生活の再建や生業の再建など、平成 30 年 7 月豪雨災害からの復旧・復興事業等の財源として幅広く活用しており、令和 5 年度中に全額を活用した。

3 寄附金の概要

(1) 受領実績

寄附件数：548 件

寄附金額：2,695,177,178 円

(単位：件、百万円)

区 分	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	合計
寄附件数	532	13	3	548
寄附金額	2,691	4	1	2,695

(2) 活用状況

(単位：百万円)

区 分	主な内容	活用額						
		H30	R 元	R2	R3	R4	R5	計
生活の再建	被災者の方々の生活支援等に資する事業	943	22	11	2	3	0	980
生業の再建	被災地域の産業復興等に資する事業	259	224	41	31	24	0	579
今後の減災等に資する事業	「広島県「みんなで減災」県民総ぐるみ運動」推進事業など	29	104	241	250	266	256	1,146
合 計		1,231	349	294	283	293	256	2,706

※百万円未満を四捨五入しているため、合計が一致しない場合がある。

※寄附金額合計と活用額合計の差額 11 百万円は、基金の運用利子収入分。

(3) 主な活用事業

○ 生活の再建（被災者の方々の生活支援等に資する事業）

- ・ 住居が全壊又は半壊した場合に災害見舞金を支給
- ・ 仮設住宅に入居する被災者への電化製品等の提供等の支援
- ・ ボランティアの派遣等により被災者の生活支援を行っている災害ボランティアセンターに要する一部経費を補助
- ・ 被災者の孤立死や自殺の発生防止並びに生活再建に向けた被災地のこころのケアに係る支援を実施
- ・ 被災した児童生徒の心のケア等を行うため、スクールカウンセラーを派遣



○ 生業の再建（被災地域の産業復興等に資する事業）

- ・ 被災した農業用施設・機械の修繕や再整備等を支援
- ・ 小規模事業者の事業再建と持続的発展を図るため、被災した小規模事業者に対して、販路開拓等の事業再建に要する経費を一部助成
- ・ 災害等の緊急時に強靱かつ柔軟な事業活動ができる環境を整備するため、中小企業等を対象にBCP（事業継続計画）の策定を支援
- ・ 中小製造事業者の事業再建を支援し、経営基盤の安定・強化を図るため、緊急的に広域取引商談会を開催
- ・ 一定の資格を有する70歳未満の者を、1年以上継続して雇用する建設業者に対して、助成金を支給



○ 今後の減災等に資する事業

（「広島県「みんなで減災」県民総ぐるみ運動」推進事業など）

- ・ 県民一人一人が災害から命を守るために適切な行動をとることができるよう、県民、自主防災組織、事業者、行政等が一体となった県民総ぐるみ運動を実施
- ・ 災害時に自ら避難することが困難な避難行動要支援者に対し、平時から防災と福祉が連携し、福祉専門職と地域住民が協同して実効性のある個別避難計画を策定することで、平時・災害時を連続的にとらえた包括的な支援体制を構築
- ・ DMAT（災害派遣医療チーム）の災害対応能力強化や、災害拠点病院等の医療機関、行政等との連携強化に向けた各種訓練・研修等を実施
- ・ 災害時における公共交通維持確保のための体制の構築や公共交通の情報提供の仕組みづくりを実施



4 その他（関連情報）

平成30年7月豪雨災害に係る寄附金の状況について

<https://www.pref.hiroshima.lg.jp/site/zaiseiyosann/heisei30nenn7gatugouusaigaikihukinn.html>